

評価項目	評価事項	配点	基本点数	調整係数
		①×②	①	②
1 人員体制や実績等の事業者適格性【20点】	①実施体制【様式5-1, 5-2, 6】			
	【総括責任者の経歴】 【担当者の経歴】 本業務を実行する上で、各自の実績等を活かした人選がされているか。	10点	5点	2.0
	【人員配置】 本業務を実行する上で、各自の実績等を活かした人員配置がされているか。	10点	5点	2.0
2 業務実施のための基本事項【10点】	①個人情報保護等情報管理体制【様式7】	5点	5点	1.0
	・個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について記述されているか。 ・個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。			
	②業務のスケジュール【様式7】	5点	5点	1.0
実施内容とスケジュールに整合性がとれ、実現可能であるか。				
3 実施する調査分析等業務の適切性【60点】	①奈良県の医療提供体制の現状【様式8】	20点	5点	4.0
	県内医療提供体制に関する理解ができており、本県の課題や本業務に関する考察ができているか。			
	②高度医療の提供状況の分析に関する提案【様式9】	20点	5点	4.0
	病院間の役割分担の状況が効果的に可視化されるような分析方法か。 分析方法は、妥当性・現実性の観点から優れているか。			
	③医療機関等の連携状況の分析に関する提案【様式10】	20点	5点	4.0
	連携状況が効果的に把握できる分析方法か。 分析方法は、妥当性・現実性の観点から優れているか。			
4 経費の妥当性【10点】	【様式11】 評価点数は、次の式により求める。  評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） （小数点以下切り捨て）	10点		
合 計		100点		

○採点は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。  
（優れている：5点、やや優れている：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点）  
なお、評価は絶対評価とする。

○採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

○提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1以上ある提案者は、受託業者として特定しない。

○提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1以上ある提案者は、受託業者として特定しない。